

千葉県保育士賞要綱

第1条 目的

この要綱は、多年にわたり保育士として千葉県内の児童福祉施設等において職務に精励し、顕著な功績をあげ保育士の模範として推奨するにたる者を表彰し、もってその功績に報いるとともに、広く保育士の勤労意欲の高揚に資するため、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

第2条 児童福祉施設等の範囲

要綱第1条に規定する児童福祉施設の範囲は、次に該当する施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条に規定する児童福祉施設
- (2) 法第12条の4に規定する一時保護施設
- (3) その他知事が特に承認した施設（保育士指導のための行政機関を含む。）

第3条 表彰の推薦基準

表彰候補者の推薦基準は、表彰する年度の10月1日現在、満50歳以上の者であって、保育士として登録し、施設長又は保育士として、現に千葉県内の児童福祉施設等に従事する者であって、次の各号のいずれかに該当し、職務上の功績が特に顕著であって他の模範となる者。

- (1) 公立児童福祉施設で25年以上従事している者
- (2) 私立児童福祉施設で20年以上従事している者
- (3) その他知事が特別承認した者

第4条 表彰の推薦手続

表彰候補者を推薦する場合、児童福祉施設を設置する法人等の代表者（以下「設置者」という。）は、次の(1)～(6)の書類を、政令・中核市の場合は所管する市を経由し、それ以外の市町村に関しては千葉県へ直接提出するものとする。

ただし、表彰候補者が現に従事する施設の設置者である場合は、管轄の市町村長が推薦するものとする。

また、児童福祉法第12条の4に規定する県が所管する一時保護施設にあつては、健康福祉部長へ提出するものとする。

- (1) 千葉県保育士賞候補者推薦書（様式第1号）
- (2) 履歴書（様式第2号）
- (3) 功績調書（様式第3号）
- (4) 刑罰等調書（様式第4号）※市町村長が推薦する場合のみ
- (5) 戸籍抄本
- (6) その他参考書類

第5条 被表彰者の決定

知事は、千葉県保育士賞褒賞委員会の審査結果に基づき被表彰者10名以内を決定する。

ただし、特別な事情がある場合は、10名を超えて決定することができるものとする。

第6条 表彰の方法

知事は、千葉県保育園振興大会において、副賞を添えて表彰状を授与する。

附則

この要綱は、平成20年 9月22日から施行する。

この要綱は、平成23年 1月17日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月12日から施行する。